

令和 7 年 5 月 30 日

各 位

銀行等保有株式取得機構

受託会社募集について

当機構は、特別勘定で買い取った株式等の管理・処分を行う受託会社を以下のとおり募集します。

1. 応募資格

- (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 18 年法律第 43 号)第 1 条第 1 項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること。
- (2) 「スチュワードシップ・コード」の受入れを表明していること。
- (3) 一以上の信用格付業者(金融商品取引法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者をいう)から、長期の債務を履行する能力について、信用格付を得ていること。(ただし、依頼格付に限る)
- (4) 令和 7 年 3 月末時点において、金銭又は有価証券の信託にかかる信託財産として所有する株式の金額(再信託契約または共同受託契約に基づくものを含む)が 2 兆円以上あること。
- (5) 過去 5 年以内に資産運用・資産管理業務に関し、著しく不適当な行為をしていないこと。
- (6) 今後法改正等により委託業務内容の見直しが必要となった場合には、機構がおかれている状況を理解し適確に対応できること。
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約出来る事。

2. 信託契約の種類

- 単独運用指定包括信託契約等(株式等)
- 単独運用指定金外信託契約等(余裕金運用)

3. 信託契約の期間

2 年間

(ただし、受託会社の執行能力等に問題が生じた場合や法改正等により委託業務内容の変更が必要となった場合には、期中でも受託会社との契約を見直すことがあります。)

4. 提出書類

- (1) 受託会社入札参加届出書(様式指定)
- (2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和 18 年法律第 43 号)第1条第1項の認可に関する通知の写し
- (3) 信用格付業者からの信用格付け(長期の債務を履行する能力について)を証する書類(複数ある場合は1つのみで可)

5. 提出期限・方法

- (1) 提出期限: 令和 7 年 6 月 20 日(金)13 時 00 分
(不足書類、記入漏れ等がある場合は、提出期限までに修正手続きが完了している必要があります。)
- (2) 提出方法: 電子メール及び郵送

<提出先>

電子メール : bspc@bspc.jp

郵送 : 〒104-0033 東京都中央区新川 2-28-1
ザ・パークレックス新川4階
銀行等保有株式取得機構 業務課

6. 今後のスケジュール

上記1に掲げる応募資格を充足する入札参加者に対して、令和 7 年 6 月 23 日を目途に、詳細な募集要領を入札参加届出書に記載の担当者宛てに電子メールで送付します。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

銀行等保有株式取得機構
業務課 03-3553-1762